

畜産部会分科会報告

# 鶏卵分科会／肉鶏分科会

7月4日・12日にそれぞれ、鶏卵・肉鶏分科会が開かれました。テーマは「世界に通用する有機畜産をめざして」。7月4日は、会田共同養鶏組合（長野県四賀村）にて鶏卵分科会。参加者は5団体計12名。12日は宮崎市にて肉鶏分科会。NOAPA飼料協議会スーパーコーディネーター中村孝治さん（共栄ファーム、Radixの役員）を中心に、参加者は4団体5名でした。

## Report

### 鶏卵分科会

#### ■仲間同士で課題に取り組み

NOAPA（日本オーガニック農産物協会）副理事の向山茂徳さん。黒富士農場の代表、卵の生産者でもあります。今回は講師として、スライドを交えながら有機畜産についてのお話しをしていただきました。

向山さんは「卵の場合、やっぱり課題となるのはエサ」とまとめたうえで、各畜種共通の、制度化のこれまでの経緯や、認証取得のための留意点など、各畜種共通の流れがひと通り話されました。やはり手続的な部分やエサの確保などは農家個人で進めるのは困難であり、そのためNOAPAを設立し、様々な課題を仲間同士で共有して解決していく必要があるとのことでした。

#### ■農業は文化でもある

「卵だったら卵だけ作って、ものとして売るとい時代はたぶん終わったんだろうなと感じます」。

スライドを交えて、これまでに訪れた世界の国々の農業の状況を見聞して考えた、農業のこれからについてのお話しになりました。

「食文化というどうしてもイタリア、フランスなどの国の人たちが浮かぶし、彼らは農業を〔業〕ではなく文化としてもしっかり捉えています」「…たとえば農場は、単なる生産工場ではなくて、直売所のお客さんが来たり、らでいっしゅの会員さんが来たりとかいうときに、農場そのものの全体が商品なのだと思います」。

生産方法やエサの調達、廃棄物の堆肥化など、「モノ」の流れだけを追いかけて組み立てる考え方だけではなく、も

っとトータルに農業や、農場という〔場〕を捉える。畜産においては、有機畜産という新たな課題のその先をどう進めていくのか、しっかりと見通しを立てていくことが大切だと思いました。

「入り口から始まって、やっていること自体で、その人の生き方が見えるような風景にしくちゃいけない。……輸入農産物のどんどん増えている日本で、日本型の有機畜産のひとつのスタイルがほの見えてくるお話でした。

（事務局 竹内）

### 肉鶏分科会

#### ■有機畜産とは… 知ることから始めよう

「2004年の有機畜産の法制化が現実化してきており、この法律を無視はできません。らでいっしゅは5畜種それぞれの認証を日本で最初に取り最前端をいくべき。」Radixの会の役員でもある講師の中村孝治さんからは、日本の有機畜産法制化に大きく影響を与えるコーデックス委員会の成り立ち、EUの基準との比較、らでいっしゅ・Radixの会の今後の有り方についてのご提案をいただきました。

#### ■法と畜フン処理

来年より環境三法（※）の1つ「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）が罰則を伴い本格施行されます。畜産農家は法が定める管理基準に従い畜糞処理に責任を負うようになるため、今後の処理法についてお互い情報交換をしました。普通は出荷後に糞を堆肥場へ運び、堆肥化して耕種農家へ。もしくは生のまま持参する

方法が一般的。一方秋川牧園さんでは、鶏の出荷直後に“鶏舎の端にフンを寄せ、微生物を使って堆肥化する”ことを実験中。この方法だと上手くすれば、一年に一度鶏舎から糞を出すだけですみます。施行に間に合わせる為、畜産農家が個々に堆肥舎を持つことは高い投資に。その費用の削減と、耕種農家へより質の良い発酵の進んだ堆肥を届けるためにも今後の成果が期待されます。

#### ■より高みを目指して

「私たちがやってきたことを今、行政が構築しようとしています。法制化されると両者の差がなくなる。私たちはより高度な環境保全型畜産を作っていかななくては」と、らでいっしゅ倉嶋誠課長。必ずではなく、有機を取得できる方は取得し、その他の方も有機より高い水準を目指し「らでいっしゅのブランド化を図っていこう」というものでした。最後に中村さんから「EUでは飼料は自給にするべき」といっており、日本で自給に向いているのは飼料米。休耕田利用の起爆剤としても有望。有機畜産については、全体の流れと現状を認識し、どう対応するか分科会で考えていければと思います。他から一歩リードしたことを一緒にやっていきましょう。」と今後の方針について力強いメッセージをいただきました。

（事務局・鈴木）



刀根さんの鶏フンを利用した肥料で育てている牧草地（宮崎県）にて。肉鶏分科会参加者の皆さん。

NOAPAの中村孝治さん

※環境三法：①「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）②「肥料取締法」③「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（持続農業法）